

狭い道路を拡げて 多くの命を守りましょう



「かいちゃん、大変だ！」
「ブロック塀が崩れてる！」



「つぶちゃん、困ったぞ！」
「道路が狭くて消防車が
通れない！」



「垣根になって、綺麗になった！」
「これなら、安心して歩けるね！」



「消防車がスムーズに
通れてる！」
「万が一の時、安心だね！」



建築物を新築や建て替える場合、
前面にある道路の幅員が4メートル未満の狭い道路（細街路）の時は、道路の中心線から水平距離で2メートルの範囲にあるブロック塀等を撤去し、みんなが使う道路として確保しなければいけません。

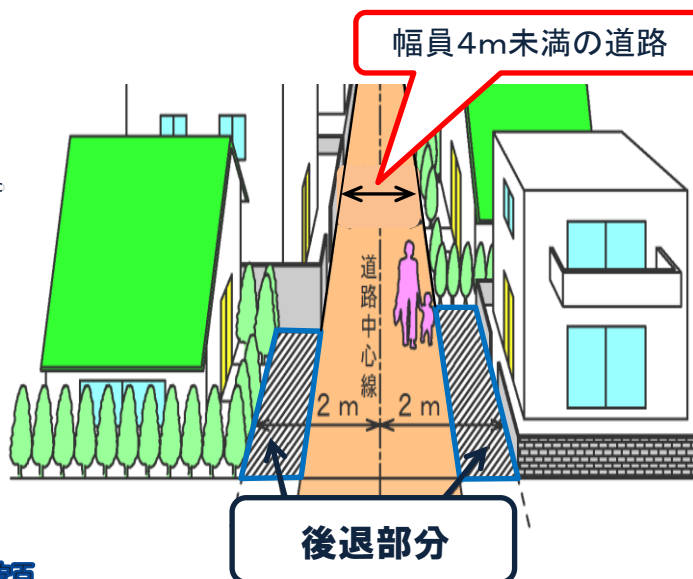
三郷市では、みんなが使う道路としてブロック塀等を撤去し、後退する土地を市に提供していただける方へ補助金を交付しています。

■ 補助金が受けられる方

「道路の後退用地を所有している方」が対象です。

ただし、以下の条件があります。

- ① 後退用地は、分筆して市に提供すること。
- ② 道路と道路が交差する角地は、すみ切りをすること。
- ③ 建築基準法第42条第2項の道路であること（私道は対象外）



■ 補助金の対象事業と補助金額

分筆測量費

後退用地の分筆測量費用
(上限30万円)

+

すみ切り用地等

すみ切り用地等の
固定資産税評価額の1/5
にその面積を乗じた額

+

工作物の除却

工作物の延長に5千円を
乗じて得た額

整備事例

前提条件: 角地、工作物の延長8m、固定資産税評価額7万円

道路後退費用

総額 42万4千円

(内訳)

- ☆ 分筆測量費実費・・・34万4千円（平成26年度実績平均）
- ☆ 工作物の除去・・・8万円（8m×1万円）（ブロック塀の概算金額）

※施工条件により異なります

補助金

総額 36万8千円

(内訳)

- ☆ 分筆測量費・・・30万円
- ☆ 工作物の除去・・・4万円（8m×5千円）
- ☆ すみ切り用地等・・・2万8千円
（7万円/㎡×1/5×2㎡）

自己負担額 5万6千円

道路後退に係る費用が
「約 1 / 8」に



お問い合わせは、

まちづくり推進部 開発指導課 建築指導係 まで

TEL 048-930-7743

FAX 048-953-8981

平成27年6月作成